

玄米及び精米品質表示基準 の改正について

平成23年1月24日

消費者庁食品表示課

玄米及び精米品質表示基準の見直しの理由及び内容

見直しの理由及び内容

平成23年7月から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(以下「米トレーサビリティ法」という。)に基づき、米及び米加工品を対象に消費者への産地情報の伝達が義務化されます。

玄米及び精米品質表示基準では、農産物検査法に定める検査を受けていない玄米を原料とした精米などには、都道府県名等の産地表示ができませんでしたが、米トレーサビリティ法に基づき都道府県名等の産地情報が伝達されることに伴い、このような場合でも都道府県名等が表示できるよう見直します。

現行の表示例

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	県産			8割



改正案の表示イメージ

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	県産 県産(未証明)			8割 2割

農産物検査等において産地の証明がされていない米穀について、米トレーサビリティ法の伝達情報に基づき産地名に「**県産(未証明)**」と記載できるよう見直しを行います。

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
	国内産			10割



	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
	国内産			10割
	県産(未証明)			10割

○ 参考資料

○生鮮食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第514号)<抜粋>

(生鮮食品の表示の方法)

第4条

(2) 原産地

ア 農産物

国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、都道府県名又は原産国名の記載を省略することができる。

○玄米及び精米品質表示基準(平成12年農林水産省告示第515号) <抜粋>

(表示の方法)

第4条

(2) 原料玄米

エ イの場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米(以下「未検査米」という。)が含まれている場合にあつては、当該未検査米についてイの規定による「国内産 △割」又は「〇〇産 △割」の表示の次に括弧を付して「未検査米 △割」と記載することができる。

(表示禁止事項)

第5条

(2) 原料玄米が国産品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表す用語、原料玄米が輸入品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について一般に知られている地名を表す用語

○米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成21年財務省令・農林水産省令第1号)<抜粋>

(取引等の記録の記録事項)

第二条

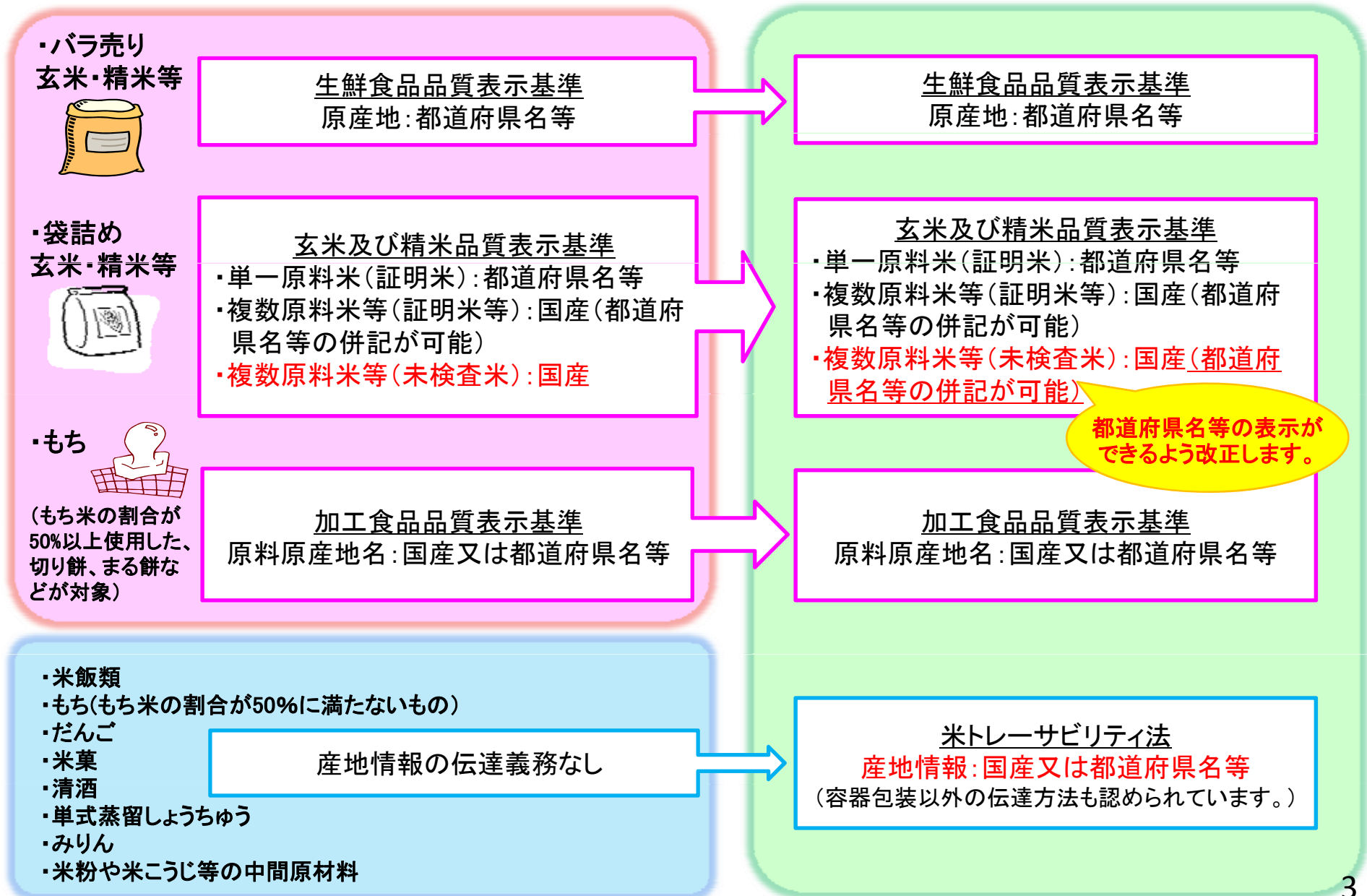
3 第一項第二号に規定する産地の記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

一 産地が国内のものにあつては国内産である旨を、産地が外国のものにあつては当該外国が産地である旨を記録すること。ただし、産地が国内のものにあつては、国内産である旨の記録に代えて、当該産地の属する都道府県、市町村その他一般に知られている地名(第三号において「都道府県等」という。)が産地である旨を記録することができる

○ 一般消費者へ販売又は提供する場合の国産品の産地情報の表示及び伝達について

現行の表示状況

平成23年7月1日以降



○ 米トレーサビリティ法の概要

米トレーサビリティ法は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的としている。

米トレーサビリティ法は大きく2つの内容から構成されている。

1 取引等の記録の作成・保存（平成22年10月1日の取引等から適用）

米・米加工品を

①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合に、その記録を保存することが必要。

・保存期間は原則3年。

対象品目

- ・米穀（玄米・精米等）
- ・米粉や米こうじ等の中間原材料
- ・米飯類
- ・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

対象事業者

生産者を含め、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての事業者。

記録事項

品名、産地（※）、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所 等

※ 「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載。

※ 米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。

※ 平成23年7月1日より前に生産者が出荷した米穀及びその加工品の取引については、産地の記録は不要。

罰則

記録の虚偽記載、記録の不保持等の義務違反があった場合には、罰則が適用される。

2 産地情報の伝達（平成23年7月1日以降に出荷する米穀から適用）

対象品目は、取引等の記録の対象となる米・米加工品と同じ。（ただし、非食用に供されるものは除く。）

事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地情報の伝達が必要となる。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売・提供する場合には、

①玄米・精米、もち（一部）のように、JAS法で原料原産地表示の義務がある場合は、JAS法に従い、これまでどおり表示する。

②上記の義務が無い場合には、米トレーサビリティ法に基づき以下により産地情報の伝達を行うことが必要となる。

ただし、外食店等で米飯類以外のものを提供する場合は、米飯類以外のものの産地情報の伝達は不要。

一般消費者への産地情報の伝達手段

- ・商品の包装に産地情報その他の産地を知ることができる方法を記載
- ・店内に産地情報その他の産地を知ることができる方法を掲示
- ・購入カタログや注文画面上に産地情報を掲示
- ・メニューに産地情報を記載

罰則

事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用される。

一般消費者に対し虚偽伝達等の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用になる。